

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術
(症例：令和7年1月1日～令和7年12月31日)

区分1に分類される手術		
ア：頭蓋内腫瘍摘出術等	0	0
イ：黄斑下手術等	0	
ウ：鼓室形成手術等	0	
エ：肺悪性腫瘍手術等	0	
オ：経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	
区分2に分類される手術		
ア：靱帯断裂形成手術等	0	0
イ：水頭症手術等	0	
ウ：鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	
エ：尿道形成手術等	0	
オ：角膜移植術	0	
カ：肝切除術等	0	
キ：子宮付属器悪性腫瘍手術等	0	
区分3に分類される手術		
ア：上顎骨形成術等	0	0
イ：上顎骨悪性腫瘍手術等	0	
ウ：バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	
エ：母指化手術等	0	
オ：内反足手術等	0	
カ：食道切除再建術等	0	
キ：同種死体腎移植術等	0	
区分4に分類される手術		
胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術		121
その他に分類される手術		
ア：人工関節置換術	0	100
イ：乳児外科施設基準対象手術（1歳未満の乳児に対して行うもの）	0	
ウ：ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	42	
エ：冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0	
オ：経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	58	